

(別紙)

諮問番号：令和7年度諮問第25号

答申番号：令和7年度答申第24号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次に掲げる事情を顧みずに行われた原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局長保護課長通知）で示されている「熱中症予防が特に必要とされる者」の判断基準は柔軟に対応する余地があり、関東や関西に住んでいる生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の受給者にはエアコンが支給されているのであるから、北海道の自治体もエアコンの支給について柔軟な対応をすべきである。

(2) 処分庁が原処分を決定するに当たり確認したこととして、請求人が居住する住居（以下「本件住居」という。）には窓があり風が全く通らないわけではないことが挙げられているが、窓のない部屋というのはいずれもあり得ないものであり、このような指摘は全く見当違いである。

(3) 本件住居は、夏になるととても暑く風はほとんど入らないから、請求人は、夜も寝苦しくて十分な睡眠時間が確保できず、心身ともに強いストレス等が生じ、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない。

(4) 請求人が居住する地域の気温が年々上昇し熱中症で倒れる人が増えていることを考慮すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

担当者が本件住居の実地調査を行った際、請求人から自身には体温の調節機能への配慮が必要な身体症状や精神症状がないとの申出を受けるとともに、現住居の構造や風通しの状況を確認した結果、請求人の健康状態や住環境等を総

合的に勘案した上で、請求人は「体温の調節機能への配慮が必要となる者」には該当しないと判断しており、その判断に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、処分庁の担当者に対し、自身に体温の調節機能に配慮が必要な症状がないことを申し出ており、また、本件住居の住環境について特別な事情は認められず、その他に請求人が「熱中症予防が特に必要とされる者」に該当すると認められる証拠物件等の提出もないことから、冷房器具の支給要件に該当しないとした処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。よって、本件申請を却下した原処分に違法又は不当な点は認められない。
- 3 請求人は前記第2の1(1)のとおり主張するが、保護の実施機関は、国が定めた処理基準に従い事務を行わなければならない、北海道の自治体と関東及び関西の自治体で判断が異なることはない。
- 4 請求人は、前記第2の1(2)及び(3)のとおり主張するが、処分庁は本件住居の間取りや風通しの状況を確認した上で原処分を行っているところ、本件住居の住環境が体温の調節機能への配慮が必要な構造であるとは認められないとした処分庁の判断が社会通念上不合理とまではいえない。
- 5 請求人は、前記第2の1(4)のとおり主張するが、請求人のいう気温上昇等の気象環境の変化は、長期間にわたる緩やかな変化であって前記の例外に当たるとはいえず、一般的に予測し得る気象環境の変化に起因して購入しようとする冷房器具に係る費用は、経常的最低生活費で賄われるべきである。
- 6 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張は理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、当該基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。

保護の変更に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めている。

そして、処理基準によれば、最低生活費は、一般生活費、教育費、住宅費等の合算であって、そのうち、一般生活費は、さらに基準生活費、被服費、家具什器費、移送費等に区分されており、冷房器具の購入に要する費用については家具什器費に該当するところ、被保護世帯が保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき等に該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、保護開始後初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり最低生活に直接必要な冷房器具の持合せがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、家具什器に係る一時扶助費として6万7,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定し、保護費を支給して差し支えないこととされ、それ以外の場合は通常最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものとされている。

また、熱中症予防が特に必要とされる者とは、被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者で、例えば、高齢者、障害（児）者、小児及び難病患者については、体温の調節機能への配慮が必要である者と考えられるものとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、本件住居は夏になるととても暑く風はほとんど入らないから、夜も寝苦しくて十分な睡眠時間が確保できず心身ともに強いストレス等が生じ、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができないと主張する。しかしながら、処分庁の担当者は、請求人には体温の調節機能に配慮が必要な身体症状及び精神症状はない旨を聴取していることが認められ、また、請求人から、熱中症予防が特に必要とされる者であることを示す挙証資料は提出されていない。さらに、処分庁の職員が、本件住居の状況を確

認した上で、構造上、熱中症予防が特に必要な住環境とは判断できないとしたことも、社会通念上不合理とはいえない。こうした事情に鑑みると、保護という形で冷房器具の購入費用が支給されなかったとしても、そこに違法又は不当な点はない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 館 田 晶 子

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子